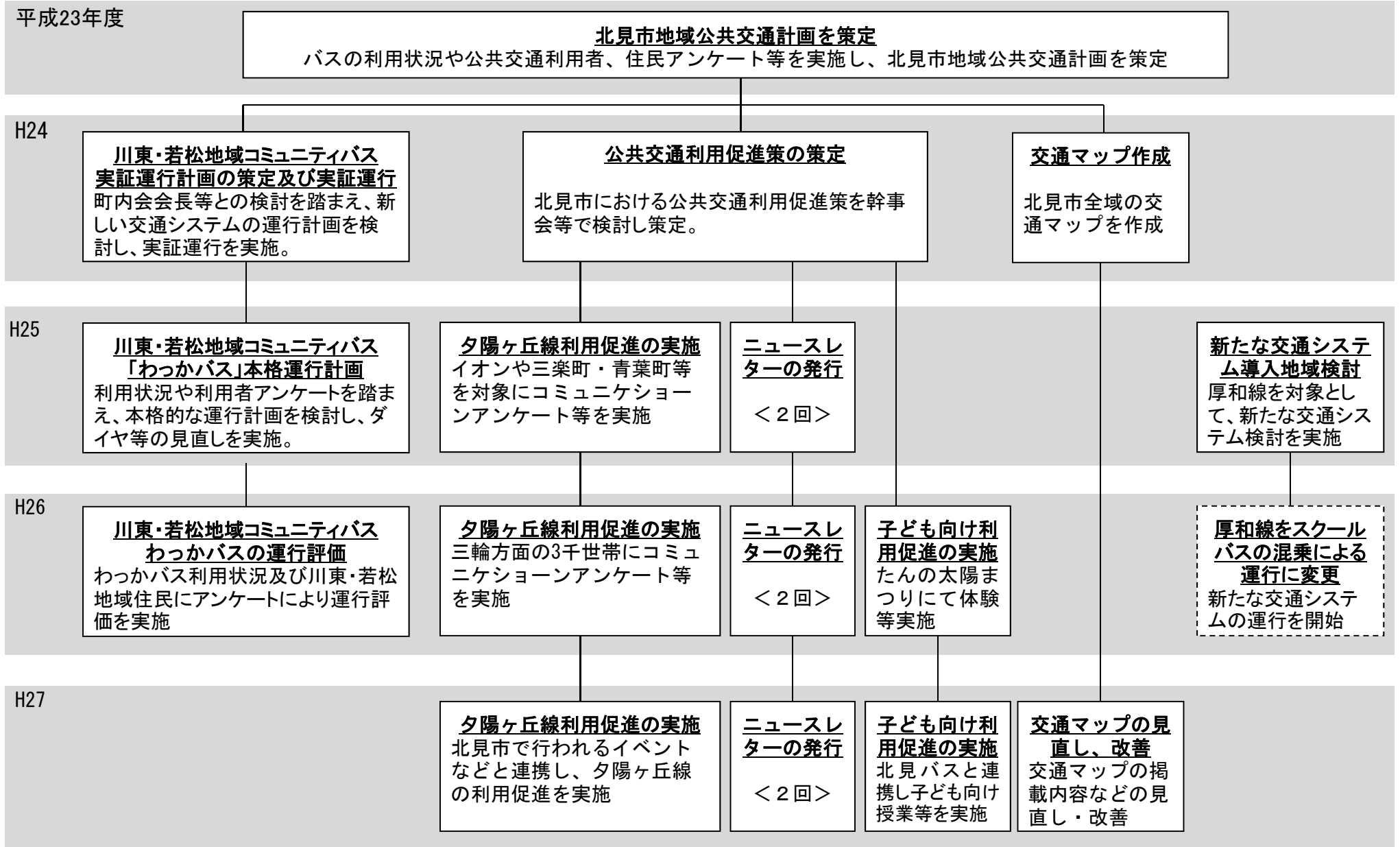


平成27年度公共交通利用促進について

平成27年度 北見市の公共交通に関する 取組み予定について

平成27年5月1日 北見市公共交通会議

1. 現在までの取組み状況



2. 平成27年度の取組み予定について

1. 夕陽ヶ丘線での利用促進策の継続実施

平成25年～26年に実施した夕陽ヶ丘線における利用促進策の結果を踏まえ、北見市内で実施されるお祭りやイベントと連携した利用促進を夕陽ヶ丘線で実施する。

なお、利用促進実施時アンケート及び実施後アンケートでの比較やバスの乗降データを分析し、効果を検証する。

<留意事項>

北見市公共交通会議幹事会にて、利用促進を実施する対象エリアや利用促進となるツールや媒体、連携するイベントなどについて検討を行い、実施内容を決定する。

2. 子供を対象とした利用促進の実施

既存のイベント等にて公共交通に関する講座を実施し、子どもを対象とした公共交通利用促進策を展開する。

<留意事項>

北見バスと調整の上、連携するイベントを選定し、子ども対象の環境と交通の学習やバスの乗り方教室(体験)などの実施内容の検討を行う。

3. 北見市交通マップの見直し・改善

平成24年度に作成した北見市交通マップについて、路線やダイヤの更新とともに、掲載内容の見直し、改善を行う。

<留意事項>

北見市公共交通会議幹事会にて、掲載内容の検討を行う。

4. ニュースレターの発行・配布

北見市における公共交通の取組み等を広く周知するために、ニュースレターを全2回配布する。

<留意事項>

北見市公共交通会議幹事会にて、ニュースレターの内容等の検討を行う。

3. 北見市公共交通会議 幹事会とは

北見市における公共交通の利用促進策を検討するにあたり、地域と協働により検討及び合意形成を図るため、幹事会を平成24年に設置。

北見市地域公共交通会議(H22年1月～)

目的

地域公共交通体系やその料金、市町村運営有償運送の必要性や対価に関する検討、その他、必要な協議を行うために設置。地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努める。

交通事業者

- ・北見バス ・網走バス ・北見市ハイヤー組合
- ・私鉄北海道地方労働組合北見バス支部

教育機関

- ・北見工業大学

市民・協議会等

- ・老人クラブ連合会 ・自治会連絡協議会
- ・公募による者

行政・関係機関

- ・北見警察署 ・北見運輸支局
- ・北見道路事務所
- ・網走建設管理部北見出張所
- ・オホーツク総合振興局

北見市

- ・企画財政部長(座長) ・企画財政部
- ・都市建設部 ・保健福祉部 ・学校教育部

地域公共交通会議の承認を受けて設置。

【設置要綱抜粋】

第8条 交通会議は、第2条に掲げる協議を円滑に行うため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

2 幹事会の設置及び運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。
【幹事会設置要領】



北見市地域公共交通会議 幹事会

目的

公共交通会議の円滑な運営及び公共交通利用促進策等の具体的な取組に関する検討を行う。

座長(案) : 北見工業大学 高橋清教授

交通事業者

- ・北見バス ・網走バス ・北見市ハイヤー組合

市民・協議会等

- ・老人クラブ連合会
- ・自治会連絡協議会

北見運輸支局

北見市